

中津川市産材製材促進事業補助金交付要綱

令和2年6月30日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、中津川市産材の需要拡大及び積極的な利用並びに地域の林業及び木材産業の活性化を図ることを目的として、中津川市内で伐採された木材を原木市場より購入し、製材のうえ出荷する中津川市内の製材業者に対し予算の範囲内において、中津川市産材製材促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、中津川市補助金交付規則（昭和36年中津川市規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金交付の要件)

第2条 補助金の交付対象となる木材（以下「補助対象材」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内において森林法（昭和26年法律第249号）その他の法令に照らし手続が適切に行われ、伐採された木材であること。
- (2) 岐阜県森林組合連合会東濃林産物共販所、加子母森林組合、東白川村森林組合、木曾官材市売協同組合坂下事務所、又は下呂総合木材市売協同組合にて購入した木材であること。
- (3) 製材し、前年度の3月から当年度の2月の間に出荷した木材であること。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、市内に本店、支店又は営業所及び製材工場を有し、岐阜証明材推進制度（平成26年3月12日付県流第662号）の推進事業者として登録され、かつ当該制度の登録区分が製材加工である事業者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付対象者とならない。

- (1) 市税を滞納している者
- (2) 中津川市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成23年3月30日決裁）第3条各号に掲げる者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象材の出荷量（立方メートルを単位とし、小数点以下第3位

未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)に1立方メートル当たり500円を乗じて得た額(その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

- 2 補助金の額は、年度当たり1事業者につき500,000円を限度とする。ただし、年度全体の申請額が予算額を上回った場合は、各事業者の申請額を予算額で除して求めた率に予算額を乗じて求めた額を限度とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、中津川市産材製材促進事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次の資料を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 原木購入材積計算書(様式第2号)
- (2) 第2条第2号の業者から購入したことがわかる伝票の写し(伐採地が中津川市内であること及び材積が明記されたもの)
- (3) 製材出荷量計算書(様式第3号)
- (4) 製材し出荷した木材が中津川市産材であることを証明する岐阜証明材推進制度による伝票の写し
- (5) 申請者が市内に住所を有する証明書(法人にあっては法人登記の登記事項証明書、個人にあっては住民票)

- 2 補助金の交付申請は、毎年度2月1日から2月末日の間とする。

(交付決定通知)

第6条 市長は、前条の補助金交付申請書を審査し、適当であると認めるときは補助金の交付を決定し、中津川市産材製材促進事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び支払)

第7条 申請者は、前条の交付決定通知を受けた時は、14日以内に中津川市産材製材促進事業補助金交付請求書(様式第5号)を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、申請者から前項の請求書の提出があった場合において、内容が適正であると認めるときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第8条 申請者又は補助金の交付を受けた者が、提出した書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関し不正の行為をした場合は、市長は、補助金の交付決定を取り消し、又

は交付した補助金の返還を命ずることができる。

- 2 補助金の交付を受けた者は、前項の規定により補助金の返還を命じられたときは、当該補助金を返還しなければならない。

(書類の保存)

第9条 補助金の交付を受ける者は、この事業に関する書類について、当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の中津川市産材製材促進事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に購入した補助対象材について適用し、同日前に購入したものについては、なお従前の例による。
- 3 前項の規定により、なお従前の例によることとされたものについては、令和2年10月20日までに申請するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

年 月 日

中津川市長 様

申請者住所
事業所名
代表者名
連絡先

印

年度 中津川市産材製材促進事業補助金交付申請書

下記のとおり標記補助金の交付を受けたいので、中津川市産材製材促進事業補助金交付要綱第5条の規定により、別紙関係書類を添えて申請します。

申請に当たり、私は暴力団員等若しくは暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有する者でないことを宣誓します。

なお、本申請の審査を行うに当たり、下記事項に同意します。

- ①市税の納入状況を調査すること。
- ②必要に応じ、暴力団との関係について岐阜県警察本部に照会すること。

1. 交付申請額 _____ 円

2. 製材出荷材積 _____ m³

3. 添付書類

- ① 原木購入材積計算書（様式第2号）
- ② 補助金交付要綱第2条第2号の業者から購入したことがわかる伝票の写し（伐採地が中津川市内であること及び材積が明記されたもの）
- ③ 製材出荷量計算書（様式第3号）
- ④ 製材し出荷した木材が中津川市産材であることを証明する岐阜証明材推進制度による伝票の写し
- ⑤ 申請者が市内に住所を有する証明書（法人にあっては法人登記の登記事項証明書、個人にあっては住民票）

第 号
年 月 日

様

中津川市長

年度 中津川市産材製材促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった補助金については、中津川市産材製材促進事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1. 補助金交付決定額 円
2. 補助条件
 - (1) 中津川市産材製材促進事業補助金交付要綱その他関連法令等に従わなければならない。
 - (2) 補助申請者は、この補助金に関する書類を、当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

中津川市長 様

申請者住所
事業所名
代表者名

印

年度 中津川市産材製材促進事業補助金交付請求書

年 月 日付け中津川市補助指令第
中津川市産材製材促進事業補助金
第7条の規定により請求します。

号により交付決定された
円を同事業補助金交付要綱

振込先口座

| 金融機関名 | 本支店名 | 種 別 | 口 座 番 号 | 口 座 名 義 |
|----------------------------|----------|-------------------|---------|-------------|
| 銀行 信金 組合 金庫 農協 | 本店 支店 | 普 通 当 座 その他 | | (ふ り が な) |